

令和元年 11 月 13 日 (水)  
農林水産部次長兼林政課長 佐藤 信聡  
担当：課長補佐 金川 聡  
内線：4024 直通：029-301-4026

## 高萩市産の野生のきのこ類における放射性セシウムの基準値超過への対応について

令和元年 11 月 11 日 に高萩市 (H23 年 9 月に野生の菌根性きのこに限り県の出荷自粛要請済み) において採取された 野生のきのこ類 (菌根性きのこ以外のクリタケ, スッポンタケ) について, 11 月 13 日 に県環境放射線監視センターで放射性物質検査を実施したところ, 食品衛生法の基準値 (100 Bq/kg) を超える放射性セシウムが検出されました (クリタケ: 203 Bq/kg, スッポンタケ: 159 Bq/kg)。

この結果を踏まえ, 知事名により, 高萩市長に対し, 市内産の野生のきのこ類の出荷自粛を要請しましたので, お知らせいたします。

※ 県の出荷自粛要請: 食品衛生法の基準値を超える放射性物質を含む食品が流通しないようにするため, 原子力災害対策特別措置法に基づく原子力災害対策本部長の出荷制限指示に準じ, 市町村に対して県が独自に出荷の自粛を要請するもの。

※ 菌根性きのこ: 木の根に付着し共生生活を行うきのこ類 (マツタケ, チチタケなど)

### 1 県による出荷自粛を要請する市町村及び品目

市町村	品目
高萩市	野生のきのこ類

※野生のきのこについては, 品目全般の管理の困難性から, 個別の種類 (クリタケ等) ごとではなく, 全ての野生のきのこ類を対象として出荷自粛が要請されます。

### 2 県の指導

県内で採取される野生のきのこ類については, 国による出荷の制限又は県による自粛の要請の対象となっていない地域で採取されたものであっても, 放射性物質濃度の検査を実施することにより, 食品衛生法の基準値に適合していることを確認した上で出荷するよう, 生産者及び販売者に対して指導しています。

### 3 今後の対応

国による出荷の制限及び県による自粛の要請の対象となっていない市町村に対し, 出荷前の放射性物質検査の確実な実施について, 改めて文書等による注意喚起を実施いたします。

### 参考1 高萩市における野生のきのこ類の放射性物質検査結果

市町村（大字）	検査結果（Bq/kg）※セシウム合計
高萩市（若栗町）	クリタケ： 203 スッポンタケ： 159

### 参考2 本県における野生のきのこ類の出荷制限・自粛の状況

高萩市（H23. 9. 13 県による出荷自粛要請（菌根性きのこに限る））  
城里町（R 1. 10. 10 県による出荷自粛要請）  
北茨城市（R 1. 10. 12 県による出荷自粛要請）

### 参考3 野生のきのこ類に係る出荷自粛要請の解除方法

以下の条件を満たす場合に、国との事前協議を経て、解除する。

- ① 当該市町村内の5箇所以上において、3年間にわたり放射性物質検査を実施し、安定して低水準（概ね 50 Bq/kg 以下）であり、かつ、低下傾向にあることを確認すること。
- ② ①の確認の後、当該市町村内から満遍なく野生のきのこを採取し（種類ごと、目標 60 検体）、放射性物質検査を行って、全ての検体が基準値を超えていないことを確認すること。
- ③ ②の検査結果を統計学的に分析し、基準値を超える確率が低いことが推定できること。